

2020年6月4日

生徒のみなさん、保護者の皆様

## 重要な2つのお知らせ

岩倉高等学校  
校長 浅井千英

5月中に「対策委員会発足」と「ソーシャルメディアポリシー策定と発信」という2つの重要な決定をしておりますのでお知らせいたします。

### I 対策委員会発足について

これまで感染拡大防止のための施策、休校中の生徒の学習保障や健康状況把握（課題発信、オンライン HR・学習等）、そして再開に向けての準備等に努めてまいりました。生徒のみなさんをはじめ、保護者の皆様のご理解とご協力いただき、おかげさまで、ここまで大きな混乱もなく進めることができています。まずはこのことに関して感謝申し上げます。どうも有り難うございます。

5月末の緊急事態宣言解除を受けて、いよいよ6月1日より学校が再開されています。私たちの誰もが経験したことのない形での再開となっています。そこで、再開後の運営がスムーズに進行するよう、その監督、課題抽出、ならびにその抽出される課題から新たな方針・企画の策定や軌道修正などを担う「対策委員会」を下記の内容で発足して進めております。この委員会が多岐にわたる情報収集、諸課題の整理、そして新たな提案の実現等、有効に機能し、学校全体の運営が混乱なく実現し、今後の持続発展的な学校運営につながっていきますよう、尽力してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 対策委員会の目標

- (1) この困難な状況を絶好の教育的機会であるにとらえて、生徒と共に正解のない最適解を探り乗り越えていくことを通してそこで得られた経験を財産とすること、そして、生徒たちが主体的に健全な学校生活を創造していけるように導いていくこと。
- (2) 先に策定・発表した方針の内容の監督、課題抽出とその整理ならびに実践の中で抽出される課題から新たな方針・企画の策定や軌道修正などを担うこと。

#### 2. 委員会の構成、開催時期及び任期

(構成)

委員長：浅井校長、委員長代理：森田副校長、副委員長：志賀教頭、

委員：吉澤副教頭、豊田副教頭、金澤養護教諭 + 学校医

(開催時期) 随時

(任期) 2020年5月27日から2021年3月31日まで(ただし、「コロナ」が終息した場合はその段階まで)

3. 委員会の役目・・・以下の4項目に留意し、必要があれば軌道修正や新たな提案を行い、推進していく。

- (1) 別に定める「登校・授業等に関する基本方針」に基づき、段階的な学校再開を経て、本格的な授業再開(通常授業)へとスムーズに進めていく。その際は、政府、文部科学省、東京都等のガイドライン等も参考にする。
- (2) 生徒、教職員の健康管理を徹底し、感染拡大のリスクを減らす(検温、換気、消毒等)取り組みの推進。
- (3) オンライン教育活動の展開及び持続的発展をめざす。
- (4) 厳しい状況下においても、生徒や教職員の優れた取り組みについては本校の財産となるよう位置づけ、また内外に広報することをめざす。

以上

## II 「岩倉高等学校 ソーシャルメディアポリシー」も策定と発信

本校でも、すでにオンラインHR・学習とSNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用しています。そればかりでなく、生徒のみなさんや保護者の皆様や私たちもSNSを日常的に利用もしています。こうした状況の中で、世の中では様々なトラブルが発生しています。直近では、女子プロレスラーが、ネット上で誹謗中傷を多数受け、それが原因で自殺するという大変痛ましい事件も発生したことは記憶に新しいことだと思います。

こうした事情を鑑みて、学校としての「岩倉高等学校ソーシャルメディアポリシー」というものを6月1日に策定しましたので、これを学校として内外に向けて積極的に発信していきたいと思っています。

繰り返しになりますが、ラインやツイッター等、SNS上でのトラブルが多発している昨今です。このポリシーは私たちの「私たちは加害者にも被害者にもならない」という強い意思表明を明確にするものであります。生徒のみなさんをはじめ保護者の皆様、教職員、そして関係の皆様には、このポリシーを常に念頭に置きつつその趣旨を十分に理解して、SNSを有効活用していただきますようお願いいたします。

2020年6月1日

学校法人明昭学園 岩倉高等学校 ソーシャルメディアポリシー

学校法人明昭学園 岩倉高等学校  
理事長 校長 浅井 千英

ソーシャルメディア(※)は今や広く社会に浸透し、多くの教育機関でも利用されるようになりました。ソーシャルメディアが持つ有用な情報伝達・交換機能が社会の発展に資することは疑いのないところですが、一方で、その匿名性や利用者の思い込みにより思わぬ問題を引き起こす危険性を抱えています。

本学園においても、教職員や生徒によるソーシャルメディアの利用が増えている現状を鑑み、不用意な利用が法令違反や紛争等に発展して学園内の人間関係や社会に与える甚大な悪影響を未然に防ぎ安全な利用に資するため、以下のソーシャルメディアポリシーを策定しました。

(※) ソーシャルメディア

利用者がコメントやレビューをウェブ上に書き込むことにより、特定不特定にかかわらず多数の他の利用者と共有することが可能なインターネット上のサービス。Facebook、twitter、LINE、Instagram、YouTube、及びネット上のブログ等

(9つの基本ポリシー)

- 1、 教職員及び生徒は、書き込み等を行う場合は、学園に所属する者としての自覚を持って発言します。
- 2、 教職員及び生徒は、書き込み等を行う場合はあらかじめ真偽を確認し、虚偽や勘違いに基づく発言はしません。
- 3、 教職員及び生徒は、書き込み等の内容が人物情報として検索されることがあり得ることを認識し、将来も含めた自己のプライバシーの保護に十分注意します。
- 4、 教職員及び生徒は、誹謗中傷・名誉棄損・脅迫にあたる又はそのおそれのある発言、他人のプライバシーを侵害するおそれのある発言、公序良俗に反する発言、人種・宗教・身体・性等に関する差別的発言、その他公正・常識・品位を欠く発言はしません。
- 5、 学園は、基本的人権、知的財産権（肖像権、著作権、商標権等）に十分配慮します。
- 6、 学園は、守秘義務が課された業務情報、教職員・生徒及び関係者から提供された個人情報等について適切な管理と保護に努めます。
- 7、 学園は、教職員または生徒の書き込みが係争に発展した場合、または発展するおそれがあると判断した場合、当該案件について調査等に努めます。
- 8、 学園は、根拠の不明な発言、責任の所在の不確かな匿名の発言に惑わされることなく、自らの意志に基づき、誠実に社会と関わっていきます。
- 9、 学園は、生徒・保護者又は教職員が、いわれのない攻撃・誹謗中傷その他基本的人権に関わる問題に巻き込まれたときは、当該者を守るため最大限の努力をします。